



柴田外記遺書

9
1380



姉の義義士仁徳存子に王をとりて成はるなり
武士はつとにたうき実れ妙を考へ和漢つとるとも
能物候りりなり

一 此印がはれたる人形出来度好遊鳥ありとのあり
かやうなる所を我者人形と仰り軍法に法する者がなき
川乃作法うのたこのひやうと仰りせし印あり
武將所さ不^ゆ法^いを教志し一めしな事や今時の遊鳥
と云ふは志やうり空名有て月見花見乱酒
長し妻とつとれり成とせしれとていふあり
の^ひ成^い徳^い侶^い師^いを^い海^い世^いの^いあ^いと^い化^いり^い出^いせ^いる^いな^いを^い考^い

と印名乃作目こかけを益乃たれしひと習とす
悲しき風俗と悲や

一 幼君たりぬまに人馬を歎の繪像と好むにあたり
尚世付やぬの慈を遊女の像と成跡し一と事
あんうつとるあり其家の家臣とて人者たかや

一 乃事とて考へ衣を賢武將と像をく習文才あり
者年十なりしれ其理成る事書ふりしけし遊習
のつとれぬ中^いま^いく文武の極と承知り編
看すも志ろしあ^いと^いく^いる^いた^いは^いか^い

一 一^いつ^いの^い習^いの^い早^い外^いより^い抄^いは^い始^いあり^いし^いは^い多^い年^いの^い文章^い

一 にも得ある一 事なり近代は得奇花月はる
のこ紙もほりく大人の習ふとくえ事なりと
うり心切君をくしあの中事たる孝悌忠信は
あまはる心致めゆくはち平の文章平事ありあはる
代をくし事ほ習のめはるるのきく心と自ら事
事なり

一 切君十五果はあは復納ありし中
備しきしや

一 大受新合五益のゆ縁奥西都と事獲し流りん
切君のさしすれあをいひはりし事侍中漢倉破

却の糸相模入る大嘆と無りし事いぬまはり
はま程まき天下にうむく殺滅しるありて
お慶すむやいふも大人と共を為事しとた幼少
りり林あり糸君君は言のふれはるはつと
古昔りり出はるる言のふれはるはつと
一 陽物後の事し書教は糸糸根骨て益なりし事
南ありし

一 切君のさしきし事し人の嫌ひ人れはる事し
ぬまはる事し事し事し事し事し事し事し
事し事し事し事し事し事し事し事し事し

一 陽分の時天氣溫暖ありと記すらんか下屋敷の
大場或はこゆゆあつて家中二男三男こゝに
十歳以上の十五歳以下の小性派あつて或は志中
そくともあやのやうに思ひこゝちと後自竹刀
或はあいをよこせ軍法に法をうらまわすことせ
敵軍方とて軍軍の言ひをうらまわすも切先の
法慰まはさあひや

一 夜月や暑者の時た下屋敷に白く氷をりせ若士
と名あされ水練の法奥りもあつる屋敷に但病
氣有くたはしと免つ

一 九月をり時と奥のりと記す若士知少の時た
あやの用意法をり

一 法的の真つり法氣をり法をり毎もり
ゆりあり法氣をりゆりありゆりありゆりあり
たもりあり

一 各刀無法法合有と若士法集免は合の法見物
もて

一 秋を陰分の時た下屋敷のりくとき時若士の
奥もた古年か若士と忠孝切ある時若士の軍
兵隊つるに若士の面白く謀事と代経法と

して福く或ハ福言彼事といはるに屏風の繪
ありて成達歎つてまじし事
右牙十宗の筆較し他を以て此の習と云ふ或
將おまじし人御ありてを習の諸士らりしと
うらへんしれ悉然西事の習ハ此の習あるの
三踐見し所の習差とて流しし一家長たる人々
を切天悉然流しし一由を成此家の在相と
悦び不仁ある此の根ありて未だ其の習ハ
夷然患患心ししと云ふ一十五年来より以後ハ
人倫のふしと云ふ一ふりみ武合一の道理として當る

一 濁り多き人々心と云ふをたてしは已に云ふ一々
天下のを知るさうくまより民と云ふは海小いさや海
朝夕の事や中しるる事一十五歳より二十年来まその
此他法教ありたに中本を云ふ
一 十五年来よりハ天下の出仕時刻うつさるを憐念あり
此つとあるさるれやうに流ししるる事
一 考行の法志と此間池行身池と云ふことありしに
事考なる倫の事一徳法の事あり他を人の位が
と考行の事ありし一申奥奥の事公政宗公此
嫡子忠宗仁義公とて忠孝と云ふことありしと云ふ

交り縁をくもを名ををきりく心こし有る言を
あまふし一見舟の骨肉なるをこし一こまより舟非より日
終身の後くも少くも一見舟乃親と名はは義
世はくも名別多し一況終生も親を厚くし
源と称しせし求ては魚一骨肉の兄弟を親行
とてても束のしとぬ大切の事誠能くし^合一^合
兄弟は良しおしおるも骨肉はもまて一相
と分ちたはちよはあををもをるのこし一^合親をた
流方の所交りもは兄弟は同産ありは世間の
みよりしつるのわらうし目も交り世間を思ふ

- 一 事有る時を大切なるし一又不事よりして倭臣
あはれ主人一人はあまゆまやまらうし一主は兄弟
親し一く立るわらうしは是をわらうし心こし一いつて
さし一し浮沈もも兄弟は親の大切ありしは切少
し一^合相親中を金事あり
- 一 諸大名の交り親しす疎くしをを信に志さるし
不懐乃此心せしやうしは先中はらるし一
- 一 此旗本も此通寄の交りもさし一あはれよりやうあはれ
うれは志し一^合親交りありしあはれは必しは海に身をた
りしは一しは縁ありはこし二三人はしては五人は志し

- 一 家中の身元日限を以て先此に物を多くしき處
 婦の意用ありしれは勿論世に用あり成りし事
 稱し申前此に成有る事
- 一 介極の徳さやいふと其に用信ありしもの
 となく知りふやと免やと事
- 一 衆科の者有て時死衆とて命をよの命をの能
 此ののしとて行ひて事し此道自具れ中
 せし先し交相ある時死衆とて命をよの命をの能
 死衆とあらはる方間阿のやえとて其罪を
 子孫におよむる罪あり

- 一 諸士の儀ら申すおはるは是程中間より
 病人有し時を以てし位身摩治お事
 家老申信ありある事あり一たその根
 一 家中に病者多く有る事あり
 ある事あり
- 一 家中惣して貧乏窮乏初より家の同候ありと
 志すて事ありし勿論此に民間を新せ
 位しし事ありし傷の一字能く候あり
- 一 新治公事おは日縁を林ありし事

- 一 徳法友の事には日々と居ともすくも我を若くも定かす一大法之つゝ法友ハ教は日くも其法を傳へて法友ハ其法を傳へて法友ハ其法を傳へて法友ハ其法を傳へて
- 一 何事にも我が家の業をよく勤勉人とするよと家臣君よりして家臣あり
- 一 徳法友の事には日々と居ともすくも我を若くも定かす一大法之つゝ法友ハ教は日くも其法を傳へて法友ハ其法を傳へて法友ハ其法を傳へて
- 一 徳法友の事には日々と居ともすくも我を若くも定かす一大法之つゝ法友ハ教は日くも其法を傳へて法友ハ其法を傳へて法友ハ其法を傳へて
- 一 徳法友の事には日々と居ともすくも我を若くも定かす一大法之つゝ法友ハ教は日くも其法を傳へて法友ハ其法を傳へて法友ハ其法を傳へて

- 一 徳法友の事には日々と居ともすくも我を若くも定かす一大法之つゝ法友ハ教は日くも其法を傳へて法友ハ其法を傳へて法友ハ其法を傳へて
- 一 徳法友の事には日々と居ともすくも我を若くも定かす一大法之つゝ法友ハ教は日くも其法を傳へて法友ハ其法を傳へて法友ハ其法を傳へて
- 一 徳法友の事には日々と居ともすくも我を若くも定かす一大法之つゝ法友ハ教は日くも其法を傳へて法友ハ其法を傳へて法友ハ其法を傳へて
- 一 徳法友の事には日々と居ともすくも我を若くも定かす一大法之つゝ法友ハ教は日くも其法を傳へて法友ハ其法を傳へて法友ハ其法を傳へて
- 一 徳法友の事には日々と居ともすくも我を若くも定かす一大法之つゝ法友ハ教は日くも其法を傳へて法友ハ其法を傳へて法友ハ其法を傳へて

一 奥代 治家の目目大死悪くも汝もくもき死をうりこ
 横目と定めそのりや見こりて止る人三連世
 多法目自とてすくひの三連世て悪人ありて帝
 まき梅さけをあき汝の三連世ん松本目自免
 と横目の心りもすくひ代撰て定めらるるすくひ
 ありて三横目山田れ信然とてたすけれ信明
 ありて三横目若年のうち老年のむけ肝要也
 一 前中 宣ん治法友のりすくひ死法活法をうく
 こそ活元あるも一今時の治法友大死死法世も
 松目友をりんしむる死法おちる世の事法活元

困窮するものも一君是を志ら一せられは御長
 たりもくもそあるも一
 一 士大将乃儀ハ一とさうた昔は御長もすも人
 のか一りこ定めんすけらるる人一とて徳もやこ無はつて
 是ハ三連下法侍の心松ありてありやう人ものあり
 是時ハ徳の心松ありてありてありてありてあり
 或ハ徳もさるるれを御目代いひて人の心は定ま
 らるるに依るる家一風俗なりてありてありてあり
 家長の心は定まらるる
 一 家の風俗ハ君長の心のころ人自然は君徳つりて

ちうううゆくのありそれうー先年洋学宿修
本堂志願しつゝ休息しつゝ貴族の佳来とせん
しち商人とせんしつゝ商人の二人ついでに本堂に腰を
しけ流石のいゝあこをばたきくむりかー久
嘆息ある事たれを二人の中へし年老より商人
若き時よりまほし我おとくを始ては商人とせり
二三年のうちに目明あつて高貴より多く換り
近年目明功者となりて換りしつゝ方へた文を
はくし魚ーせん所名之れをばたきくむりか
之家中の風俗をさるに甚將甚本連歌祓場茶
場

亦私弄酒宴あり方風流ありものごとく武藝学
ありし一逸りり家年高貴を以てしつゝハゆり
惣金ありし頃しつゝ換りて武藝学よりなるとも
逸り武士の化法ありるをばたきくむりか
初年後高貴損ありし二川を月日せしつゝ高貴
いふしつゝ心外一戦の損あり大事の目きか
入之鬼のいふ時授けしつゝ語りきまもしつゝ
五於ありしつゝおれはひつゝつゝつゝ
石より逃れし事多かりしつゝつゝつゝつゝ
早も免後しつゝ人人九石二十宗外後を大恥也

柴田中務
何可度

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

右寛文十一年正月柴田外記朝意之江戸
在登之婦子中務宗意之概不驛
小性務役九所七上以所与之遺書而當外記
後彦之傳之写者也成成手之目

柴田家所藏国正服指心裏迄

寛文辛亥季春於江戸酒井忠清公弟

顯考朝意公。以此腰刀截断暴臣原田甲斐

宗輔也

柴田宗意誌

右服指心裏山城大塚國包所治之一件之後
皆山国正之此物之中心表之有風者也

保宗以御宗意事錄

柴田朝意法石實相院蘇蘇甚東程寺

一山

嘉永六年癸丑九月廿五日寫之

寬文初年

登米郡七箇村米谷村

二千五百石

柴田外記領

寬文初年...

